平成六年切第三六一号

決

定

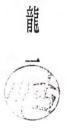
原 告 安藤

文

被告廣野秀樹

尋問を行なう旨決定したが、当裁判所は、被告に対し、右取調べに要する費用金一万〇六 二月二三日、職権により、福井刑務所(福井市一本木町五二番地所在)において被告本人 一〇円につき、本決定送達の日より一四日以内に納付することを命ずる。 右当事者間の平成六年以第三六一号損害賠償請求事件について、当裁判所は、平成七年

金沢地方裁判所平成七年三月二八日





右は謄本である。

金沢地方裁判所成七年十月二八日

平

安田

裁判所書記官

修書記言語